

平成31年度 横手市社会福祉協議会事業計画

はじめに

少子高齢化、地域社会の変容などに伴い福祉課題が多様化し、複合化するようになっています。これらの課題を受け止め、対応できるような体制の整備が求められており、地域共生社会を目指して、昨年4月1日に改正社会福祉法が施行されました。

地域共生社会の実現には、地域住民による支え合いと公的支援が連動した「包括的な支援体制」の構築が求められますが、社会福祉協議会には各種団体の「協働の中核」を担うことが期待されており、地域福祉を推進してきた社会福祉協議会の役割はますます重要になっています。

平成31年度は、第2次横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間が終了し、新たな計画を策定する年度となります。横手市が策定する地域福祉計画と一体となって地域福祉活動計画を策定するとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりをすすめてまいります。

また、介護保険事業においては、昨年度の介護サービス事業所認証評価制度の認証を生かし、在宅部門と施設部門が互いに連携して介護サービスの充実に努め、利用者には選ばれる介護事業所・介護施設を目指すとともに、安定した経営を目指してまいります。

I 基本理念

本会は、住民の参加と公私協働による「誰もが安心して暮らすことのできる地域づくり」を目標として活動に取り組みます。

II 基本方針

1. 私たちは、住民と共に、地域における福祉課題の把握と解決に努めます。
1. 私たちは、サービス利用者の人権を尊重し、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
1. 私たちは、地域におけるあらゆる団体・組織との連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。
1. 私たちは、地域福祉を推進する民間団体として、自らの専門的役割と責務を自覚し、自己研鑽に努めます。

【法人総務部門】

法人総務部門では、秋田県介護サービス事業所認証評価制度の認証を取得したことを生かし、介護人材の確保や資質の向上、労働環境や処遇の改善に積極的に取り組み、働きやすく、やりがいの感じられる職場環境を推進してまいります。

経理関係では、財務規律の強化や、様々な媒体を通じて、経営情報の閲覧、公表を行い、透明性の高い法人運営を確立します。また、社会福祉法改正により平成33年度に設置が見込まれる「社会福祉法人における会計監査人設置」について、円滑に導入できるよう準備を進めてまいります。

人事・労務関係では、労働基準法改正をはじめ、いわゆる「働き方改革」により、各種労働関係法令の改正があり、本会でも順次対応してまいります。また、職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。

介護保険事業関係では、地域福祉事業との連携を更に強化し、地域とのつながりを生かして高齢者、障がい者が安心して暮らせる、質の高いサービスを提供してまいります。

1. 総務、事業関係

(1) 役員会、委員会等

正副会長会、理事会、監事会、評議員会を定期的開催し、経営組織のガバナンス強化、牽制機能の発揮、財務会計に係るチェック体制整備など、法人の経営に関する方針を明確にすると共に、経営・運営上必要な事項を定め、健全な法人運営に努めます。

| | |
|--------------|-----|
| ①正副会長会 | 年5回 |
| ②理事会 | 年4回 |
| ③監事会 | 年2回 |
| ④評議員会 | 年3回 |
| ⑤総合企画部会 | 年3回 |
| ⑥地域福祉部会 | 年3回 |
| ⑦事業経営部会 | 年3回 |
| ⑧苦情解決第三者委員会 | 年1回 |
| ⑨資金貸付事業運営委員会 | 年2回 |
| ⑩広報委員会 | 年2回 |

(2) 組織と職員体制

良質なサービスを効率的、効果的に提供していくために、法人内の他部署との連携、協働により、付加価値を生み出せる体制整備の実現と、職員一人ひとりの意識の向上・構築を図ります。

(3) 役職員研修

法人運営に関する諸課題、地域福祉や介護保険事業の向上等を目的に役職員研修を開催するとともに、職員研修の充実による人材育成に取り組むなど、社協役職員としての自覚

と意識の向上に努めます。

- ① 役員研修 理事、監事、評議員及び管理職合同研修会開催
- ② 職員研修 全体研修、事業所別研修、専門分野別研修、階層別研修等

(4) 健全経営に向けた取り組みについて

社会福祉法人制度改革において求められている経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化など、社会福祉協議会として今後も地域の皆様に信頼され、より安定した法人運営ができるよう、組織運営体制を整備してまいります。

(5) 規程関係の見直しについて

各種規程については、現状に即した見直しを図るとともに、制度改革に沿った変更を適宜適切に行います。

(6) 職場の安全衛生について

衛生委員会の開催や職員の福利厚生事業を継続的に進めてまいります。また、ストレスチェック制度の活用により、職員個々のストレス軽減や職場環境の改善に努めてまいります。

(7) ホームページの運用について

ホームページを有効的に活用することにより、法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービス内容、社協だより等、ホームページを一元化し発信力を高めるなど、戦略的かつ効果的な取り組みと、人材確保のための求人募集等を行ってまいります。

2. 指定管理事業関係

基本協定に基づき、適正かつ健全な運営管理に努めます。

(1) 指定管理施設

- ①十文字町健康福祉センター (平成31年4月1日～平成36年3月31日)
- ②山内ほっとパレスゆうらく館 (平成31年4月1日～平成36年3月31日)
- ③大雄地域福祉センター (平成31年4月1日～平成36年3月31日)

3. 介護保険事業関係

<在宅部門>

(1) 居宅介護支援事業所

(事業目標)

ご利用者が過ごし慣れた地域でその方らしい暮らしを継続できるよう支援するとともに、居宅で介護するご家族にとっても気軽に相談できる事業所を目指します。また、住みやすい地域づくりの一助となるよう、介護保険事業所や地域福祉等関係機関との連携の強化に努めます。

実施事業：介護保険、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメント、介護保険認定調査

事業所：横手福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

平寿苑指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

雄物川福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

西部指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

山内福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～金（祝日、12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

十文字福祉センター指定居宅介護支援事業所

営業日：月～土（12/29～1/3 除く） 営業時間：8：30～17：30

（２）訪問介護事業所

（事業目標）

訪問介護サービスを必要とする方に対し、その人らしく安全に、安心して自立した日常生活を営む事ができるよう、他事業所と連携を図り、地域に根差した事業所として適切な援助をいたします。

また、研修会への参加等、職員の育成に努め、より質の高いサービス提供を目指します。

実施事業：介護保険事業、居宅介護事業（障害者総合支援法）、移動支援事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問介護事業所（指定居宅介護事業所）

営業日：毎日 営業時間：6：00～22：00

（３）訪問入浴介護事業所

（事業目標）

在宅での入浴困難なご利用者に対して「安心、安全、快適」な入浴サービスを提供いたします。身体の清潔保持はもちろん、心身機能の活性化につながるような援助を行います。また、そのご利用者を取り巻く関係機関と連携を取りながら安心した在宅生活ができるように支援します。

個別性の高いサービス提供を心がけ、ご利用者・ご家族に満足していただけるよう努めます。

実施事業：介護保険事業、訪問入浴事業（市受託事業（障がい））

事業所：指定訪問入浴介護事業所

営業日：月～金（12/31～1/1 除く） 営業時間：8：30～17：30

（４）通所介護事業所

（事業目標）

ご利用者、ご家族が求める要望を可能な限り傾聴し、各事業所の特性を生かし「利用して良かった」と思っただけのようなサービス提供と在宅生活継続の支援を目指します。

心身の状態に合わせて援助を行い、ご本人の活性化につながるよう援助していきます。レクリエーションの充実はもちろん、その他ボランティアを積極的に受け入れながら充実した余暇活動時間の提供を目指します。

実施事業：介護保険事業、基準該当生活介護事業（障害者総合支援法）

日中一時支援事業（市受託事業（障がい））

事業所：康寿館指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～16：45

平寿苑指定通所介護事業所

定員 28 名 営業日：毎日（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～16：30

雄風荘指定通所介護事業所

定員 28 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：45～15：45

大雄福祉センター指定通所介護事業所

定員 20 名 営業日：月～金（12/31～1/3 除く） 営業時間：9：30～15：30

十文字福祉センター指定通所介護事業所（基準該当生活介護事業所）

定員 30 名 営業日：月～土（12/31～1/3 除く） 営業時間：10：00～16：00

定員の変更

| | 変更前 | 変更後 | |
|--------------|------|------|-----------------|
| 平寿苑指定通所介護事業所 | 25 名 | 28 名 | |
| 雄風荘指定通所介護事業所 | 25 名 | 28 名 | ※H31.1.4 付で変更済み |

<介護老人福祉施設部門>

（施設理念）

「人間の尊厳を認め合い、愛情に満ちた笑顔あふれる人間関係を育む」

施設としての専門性、社会性、機能性等を有効に活用し、利用者様一人ひとりの人権・人格を尊重し、身体的、精神的健康の保持向上に努め、個性を重んじながら、施設生活全般において適切な援助及び介護を行い、生活の場としての快適な環境づくり、地域開放と在宅福祉の充実に努め、地域福祉育成に貢献します。

（１）特別養護老人ホーム平寿苑

（施設目標）

ご利用者の笑顔のある穏やかな暮らしを大切に、ご家族との良好な関係のもとに状況に応じた適切な介護サービスが適時に提供できるよう個別ケアの推進に努めます。事業の推進にあたっては、施設内の各事業所の協働による複合施設としての利点を最大限に発揮できるよう、介護サービス等の向上と充実を図っていきます。また、関係機関やボランティア活動の積極的な受け入

れと地域住民の方々との連携・協働により、地域に根ざした開かれた施設づくりを目指します。

事業所：特別養護老人ホーム平寿苑 定員 50 名
平寿苑指定短期入所生活介護事業所 定員 10 名（特養空床利用）

（2）特別養護老人ホーム雄水苑

（施設目標）

ご利用者のこれまでの生活感を大切に、安心して暮らせる笑顔に満ちた家庭的な環境に配慮し、「安全・安楽・安心」を基本とした心の通った柔軟な個別ケアの提供を目指します。また、日々自己研鑽に努めることができる職員育成に取り組み、地域に根付いた有用な社会資源・福祉の拠点となるべく地域住民とともに歩む施設運営を図ります。

事業所：特別養護老人ホーム雄水苑 定員 50 名
特別養護老人ホーム雄水苑ユニット 定員 30 名
雄水苑指定短期入所生活介護事業所 定員 8 名（特養空床利用）
雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所 定員 特養空床利用

※雄水苑ユニット指定短期入所生活介護事業所についてはH31.4.1 開設予定。

（3）特別養護老人ホーム憩寿園

（施設目標）

ご利用者ひとりひとりがその人らしく安心して暮らせるよう、傾聴と共感の姿勢で、心の通った柔軟な個別ケアの提供に努めます。常により良い介護のための「創意・研究・実践」を念頭に福祉のプロとしての自覚を持ち、ご本人・ご家族の思いを大切にできる職員の育成に取り組んでいきます。また、地域に根ざした活動や取り組みで、有用な社会資源として地域に資することができる施設を目指します。

事業所：特別養護老人ホーム憩寿園 定員 58 名
憩寿園指定短期入所生活介護事業所 定員 8 名（特養空床利用）

【その他】

4. 内部会議及び研修等

（1）衛生委員会

職場における職員の安全と健康を確保するとともに、疲労とストレスを感じる事が少ない職場環境を形成することを目的として、必要な事項の検討や対策への取り組みを行います。

（2）感染症対策委員会

感染症の発生の予防及び蔓延防止に関する対策を検討することにより、利用者及び家族、また、職員等の健全な生活の営みに資することを目的に実施します。

(3) 事業担当者会議

役員会、委員会等での決定事項報告、総務、地域福祉、介護保険事業の各担当に分かれそれぞれにおける課題の協議と、連携の強化を目的に実施します。

(4) 介護福祉士等各種現場実習受入・指導

介護実習等の指導機関として、福祉関係職への就労を目指し就学している学生や、各機関で実施されている養成研修生の受け入れ及び指導にあたり、福祉の人材育成に努めます。

【地域福祉部門】

平成31年度は、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定年であり、職員体制を含め事業の進め方や見直しを行いながら、「みんなが主役！みんなでつくるひとにやさしいまち横手」の実現をめざして、地域のあらゆる社会資源との連携により次の事業を重点的に取り組んで参ります。

- 地域住民・福祉協力員をはじめ行政、関係機関・団体等との協働により、相談支援機能の充実を図り、日常生活のほか災害等緊急時にも支援できるよう小ネットワーク活動を推進します。
- 共助による生活支援や健康長寿への意識や関心を高めるために、既存の地域の支えあい活動の大切さを発信しながら、社会参加の拠点として、また居場所から見守りにつながるよういきいきサロン等の住民活動を推進します。
- 住民の支えあい・助けあいの意識向上や活動の充実をめざし、福祉教育及びボランティア活動の支援を通じて、日常的な生活支援や災害時の復旧・復興支援などを行う担い手の育成を図ります。
- 判断能力が弱まってきた方や公的制度の狭間にいる生活困窮者が自立した生活ができるよう、社協内部及び行政との連携強化に努めながら、相手に寄り添った支援を行います。

<地域福祉推進事業>

1. 地域福祉活動推進事業

(1) 福祉ネットワーク活動推進事業

住民自身が地域の福祉課題やニーズに気づき、課題解決に向けて必要な取り組みを考え実践できる住民主体の地域づくりをめざし、地域内の話し合いや情報交換などを行うほか、関係機関・団体等との連携強化を図る。また、地域づくりの推進役である職員の資質向上を図るため、他主催の会議や研修会などに積極的に参加する。

①福祉ネットワーク活動推進事業

- ◆内 容 各地域の実情に応じた事業(小ネットワーク会議・福祉座談会の開催、要援護者台帳の整備、認知症徘徊見守り活動、住民支えあいマップの作成・更新など)、日常的な見守り及び災害時の避難支援の推進、子ども食堂及び学習支援の取り組みへの協力、各種機関・団体等が行う事業への参画及び活動支援など
- ◆対 象 者 要援護者、町内会関係者、福祉関係者、各種団体・機関など
- ◆実施期間 通年

②福祉ネットワーク活動強化事業

- ◆内 容 全社協・県社協等主催会議及び研修会への参加、他職員への伝達講習、近隣市町村社協との合同研修会など
- ◆対 象 者 社協職員

(2) 福祉協力員活動推進事業

各地域に福祉協力員及び福祉協力員会を置き、地域の福祉関係者や関係機関・団体等と連携した地域福祉活動などを推進する。

①福祉協力員活動の推進

- ◆内 容 福祉協力員及び福祉協力員会活動の推進(各種事業の推進、事務担当業務など)、各地域の実情に応じた事業(会長・事務局・会計担当者会議)、活動費の交付(福祉協力員1人につき5,000円を基準に交付)、各種社協事業との一体的な推進など
- ◆福祉協力員数 870名(横手北:33名、横手南:75名、横手朝倉:42名、横手栄:50名、横手旭:48名、横手境町:29名、横手黒川:19名、横手金沢:21名、増田:52名、平鹿:120名、雄物川:71名、大森:90名、十文字:115名、山内:53名、大雄:52名)
※平成30年10月1日現在
- ◆実施期間 通年

②福祉協力員会運営委員会の開催

- ◆内 容 福祉協力員会活動に関する情報交換、社協事業に関する協力依頼など
- ◆出席者 各地区福祉協力員会会長(15名)、各地区福祉協力員会担当職員
- ◆実施月 7月
- ◆実施場所 横手卸センター

2. ボランティア活動推進事業

(1) ボランティア活動支援事業

住民主体の地域づくりを推進するため、市民のボランティア活動への参画に向けた啓発活動や活動者・団体の活動支援及び育成、各種調整などを行う。また、災害時や降雪時の市民及びボランティアのニーズに対応できる体制の整備と必要な取り組みの実践を行う。

①ボランティア活動啓発事業

- ◆内 容 ボランティア活動の支援・相談対応・マッチング、地域の実情に応じた事業(ボランティア団体連絡会議・情報交換会等の開催、施設ボランティア活動の推進など)、ボランティア登録手続き、ボランティア活動保険加入事務、ボランティア活動保険料の補助(登録ボランティア団体、除雪活動を行う町内会など)、ボランティア情報の発信、災害ボランティアセンターの設置(災害時)及び訓練など
- ◆対 象 者 市民、ボランティア登録個人・団体、町内会など

◆実施期間 通年

②ボランティア育成事業

◆内 容 各種事業・研修によるボランティアの育成など

◆対 象 者 市民、学生など

◆実 施 月 父ちゃんの楽校(年5回)、災害ボランティア活動実践研修会(9月)、傾聴
ボランティア養成講座(11月)

③除雪ボランティア事業

◆内 容 利用対象者の調査、除雪ボランティア活動のマッチング、除雪作業など

◆対 象 者 活動者：市民、学生、企業、団体など

利用者：単身高齢者・高齢者世帯、単身身体障がい者世帯など

◆実施期間 12～3月

3. 生活相談事業

(1) 相談所開設事業

身近な相談窓口として各相談所・窓口を開設し、関係機関・団体等と連携しながら、あらゆる生活課題・問題の解決支援に努める。

①無料法律相談所の開設

◆内 容 司法書士による法律に関する相談への対応など

◆対 象 者 市民

◆実施期間 通年(年36回。各地域の基本開設場所・日時は下記のとおり。なお、祝日
・場所 や司法書士の都合等により期日が変更となる月あり)

○横手市交流センターY²ぷらざ(毎月第1水曜 13:00～15:00)

○増田地域局(5, 8, 11, 2月/第3金曜 10:00～12:00)

○平鹿町ゆとり館(6, 9, 12, 3月/第4月曜 10:00～12:00)

○雄物川在宅介護支援センター(5, 8, 11, 2月/第4金曜 10:00～12:00)

○大森コミュニティセンター(6, 9, 12, 3月/第3水曜 10:00～12:00)

○十文字町健康福祉センター(4, 7, 10, 1月/第3水曜 10:00～12:00)

○大雄地域福祉センター(4, 7, 10, 1月/第4月曜 10:00～12:00)

②無料税務相談所の開設

◆内 容 東北税理士会横手支部会員による税に関する相談への対応

◆対 象 者 市民

◆実施期間 通年(毎月第2木曜 9:30～12:00)

◆実施場所 横手市交流センター Y²ぷらざ(3階)

(2) 車いす貸出事業

高齢者や障がい者等と同居している世帯で、他からの借入れが困難な場合に、一時的に車いすを無償で貸与する。また、地域の講座やイベント、学校が行う福祉学習等への貸出も行う。

- ◆内 容 車いすの貸出、車いすの点検・修理など
- ◆保有台数 45台
- ◆対 象 者 市内の高齢者や障がい者と同居する世帯、講座やイベント主催者、学校など
- ◆実施期間 通年

(3) たすけあい資金貸付事業

一時的に資金が必要で、その資金の融通が他から受けることが困難な世帯に対し、経済的な自立につながるよう、民生委員やくらしの相談窓口等と連携しながら、生活に関する相談対応や必要に応じた資金貸付等を行う。

①たすけあい資金貸付・償還事務

- ◆内 容 生活に関する相談対応、資金貸付及び償還に関する事務、訪問や電話等による償還指導など
- ◆対 象 者 市内に居住し、生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難で、資金貸付及び援助指導により、経済的な自立が認められる世帯(原則世帯主)
- ◆実施期間 通年

②資金貸付事業運営委員会の開催

- ◆内 容 資金貸付事業に関する調査及び協議、資金貸付及び償還状況の確認、援助指導及び償還指導に関する意見交換、償還免除等に関する協議など
- ◆出 席 者 運営委員(8名)
- ◆実 施 月 6月、11月(年2回)
- ◆実施場所 社協本部会議室

4. 社協活動啓発事業

(1) 広報啓発事業

市民や地域等に社会福祉協議会の事業や地域の福祉活動、福祉・介護に関する情報などを発信し、社会福祉協議会への理解促進や地域福祉活動への参画などを促進する。

①社協だよりの発行

- ◆内 容 横手市社協だよりの発行(全号12ページ/表裏表紙フルカラー、その他ページ2色)
- ◆配 布 先 市内全戸配布(約33,500世帯)
- ◆実 施 月 社協だよりの発行:5月、7月、10月、1月(年4回)

②広報委員会の開催

- ◆内 容 広報活動(社協だより、ホームページ等)に関する企画及び編集に必要な協議、広報活動に対する評価、編集・印刷業務委託業者の選考など
- ◆出 席 者 広報委員(8名)
- ◆実 施 月 9月、3月(年2回)
- ◆実施場所 社協本部会議室

(2) 福祉活動評価事業

社会福祉協議会が行う地域福祉事業や介護保険事業等の円滑な推進のため、事業の評価や見直し、意見交換等を行う。また、市との協働により次期横手市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を行う。

①社協事業評価検討会議の開催

- ◆内 容 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定と連動した社協事業等の検討など
- ◆対 象 者 社協理事・監事・評議員、福祉関係者など
- ◆実 施 月 通年（計画策定の進捗状況に合わせて時期を統一し、各地域で1回開催）
- ◆実施場所 各福祉センターほか

②地域福祉活動計画推進事業

- ◆内 容 第2次横手市地域福祉計画・活動計画の推進、次期計画の策定作業（策定委員会の開催、アンケート調査、社協事業及び体制に関する検討、市担当課との打ち合わせなど）など
- ◆実施期間 通年

③地域福祉部会の開催

- ◆内 容 地域福祉事業の評価・見直し、地域の福祉課題・ニーズの把握、社協事業評価検討会議を踏まえた地域福祉事業の検討など
- ◆出 席 者 委員（5名）
- ◆実 施 月 8月、12月、2月（年3回）
- ◆実施場所 社協本部会議室ほか

(3) 社協会員募集事業

福祉協力員の協力を得て各世帯や福祉関係者、企業等より社協会員を募集し、地域福祉事業への参画を促すと共に事業を進めるための財源を確保する。

- ◆内 容 社協会員の募集に関する事務、福祉協力員等を対象とした説明会の開催、企業等への加入依頼訪問など
- ◆対 象 者 市内の全世帯、福祉関係者、企業、団体など
- ◆実施期間 通年（ただし、7～9月を会員募集強調期間とする）

(4) 社会福祉大会開催事業

地域の福祉に関する意識の高揚を図るために社会福祉大会を開催し、社会福祉の発展に貢献されている方々の顕彰と地域福祉活動・福祉教育活動等の実践発表、福祉に関する講演などを行う。

- ◆内 容 式典（社協会長表彰、大会宣言等）、講演（福祉分野に関する内容）、地域福祉活動・福祉教育活動実践発表、アトラクションなど
- ◆対 象 者 市民、福祉関係者、福祉団体など
- ◆実 施 月 10月
- ◆実施場所 秋田ふるさと村 ドーム劇場

5. 福祉団体支援事業

(1) 福祉団体支援事業

地域福祉活動の担い手である福祉団体を支援するため、各種事務作業や活動助成金の交付等の活動支援を行う。

①福祉団体事務の支援

◆内 容 福祉団体事務の支援、事務支援の在り方検討など

※今後の社協の事務支援の在り方などを検討するため、対象団体の役員や社協職員などによる検討会を開催する予定。

◆対象団体 市老人クラブ連合会並びに各地域老人クラブ連合会・市身体障害者福祉協会連合会並びに各地区身体障害者福祉協会、市遺族連合会並びに各支部遺族会、市手をつなぐ育成会

◆実施期間 通年

②福祉団体助成金の交付

◆内 容 福祉団体への助成金の交付（市間接補助金含む）

◆対象団体 市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協会連合会、市遺族連合会、市手をつなぐ育成会、横手地区保護司会、市母子寡婦福祉連合会、市保育協議会、横手平鹿手話研究会

◆実 施 月 7月（助成金交付月）

<共同募金配分金事業>

1. 福祉のまちづくり事業

(1) いきいきサロン事業

地域住民や当事者同士の交流や親睦、結びつきを深めると共に、住民主体の地域づくりを進めるため、生活支援体制整備事業と連動しながら、地域の自主的なサロンの立ち上げや運営等の支援を行う。

①いきいきサロン活動の支援

◆内 容 サロンの運営・活動に関する支援、サロンによる見守り・支えあい活動の推進、活動助成金の交付(条件を満たすサロンに年額60,000円を上限に交付)、開設支援助成金の交付(次年度からのサロンの開設を予定している地域などに対し、試験的な実施費用として5,000円を上限に交付)、サロン通信の発行など

◆サロン数 136サロン（横手：57、増田：9、平鹿：16、雄物川：10、大森：9、十文字：12、山内：8、大雄：15）※助成金無しのサロン含む。

◆開設支援 6ヵ所（試験的に行うサロンの予定箇所数）
サロン数

◆実施期間 通年

②いきいきサロン関係会議の開催

- ◆内 容 各地域のいきいきサロンの推進を目的とした関係会議の開催
- ◆出席者 各サロンの代表世話人など
- ◆実施月 2～3月
- ◆実施場所 各福祉センターなど

③いきいきサロン世話人研修会の開催

- ◆内 容 サロンの運営などに関する講話、参考事例の発表、福祉情報の提供など
- ◆出席者 各サロンの世話人など
- ◆実施月 11月
- ◆実施場所 平鹿生涯学習センター

(2) ふらっとカフェ事業〔事業名変更〕

住民主体の支援活動の実践や閉じこもりがちな方の社会参加などを目的に、関係機関と連携しながら、ボランティア主体による悩みを抱えている方などの居場所の開設・運営を行う。

- ◆内 容 集いの場の開設・運営(ボランティアの調整等含む)、講話、創作活動、情報交換など
- ◆対象者 市民など
- ◆実施月 通年(毎月1回、10:00～13:00)
- ◆実施場所 横手市交流センター Y²ぷらざ(オープンスペース)など

2. 福祉教育活動推進事業

(1) 福祉教育活動推進支援事業

学校が行う福祉教育活動や地域との交流活動等への支援を通して児童生徒の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動の担い手育成と参画促進を図る。

- ◆内 容 福祉教育活動推進校の指定、福祉体験学習や地域・施設との交流活動等の支援、活動助成金の交付(推進校に年額40,000円を上限に交付)など
- ◆対象校 市内の小学校、中学校、高校、特別支援学校で申請のあった学校
- ◆予定校 24校(横手:9、増田:3、平鹿:2、雄物川:2、大森:1、十文字:4、山内:1、大雄:2)
- ◆実施期間 通年

(2) 福祉出前事業

地域や学校等が開催する福祉に関する講座・研修等への支援を通して、市民や児童生徒等の福祉に関する関心を高め、地域福祉活動への参加を促進する。

- ◆内 容 福祉に関する講座や研修等への講師及び職員の派遣、企画の提案など
- ◆対象者 市民、町内会・自治会、学校(福祉教育活動推進校は除く)、企業、事業所、福祉団体など
- ◆実施期間 通年

3. 共同募金運動啓発事業

(1) 共同募金委員会事務事業

横手市共同募金委員会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動の推進や災害等による被災世帯への支援などを行う。

◆内 容 横手市共同募金委員会の運営事務(各地域含む)、赤い羽根共同募金運動及び募金百貨店プロジェクト等への協力、災害等見舞金の交付、災害時の義援金募集活動、県共同募金会主催の会議・研修等への参加など

◆実施期間 通年

<市受託事業>

1. 生活困窮者自立相談支援事業〔事業名変更〕

(1) 暮らしの相談窓口事業〔事業名変更〕

生活困窮者が困窮状態から早期脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談支援等を実施すると共に、家計に関する相談に応じながら必要な情報提供や指導を行い、生活困窮者の自立を促進する。

◆内 容 相談窓口での対応(横手市役所本庁舎内)、出張・訪問相談と支援の実施、関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発、食糧支援及びフードドライブ事業の推進、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付金制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん、支援調整会議の開催、地域福祉事業との連携、各種会議・研修会への参加など

◆対 象 者 市民(生活困窮者など)

◆実施期間 通年

2. ふれあい安心電話システム推進事業

(1) ふれあい安心電話システム推進事業

在宅の単身高齢者等に対し、生活相談や話し相手に応じると共に、急病や災害等の緊急時にも対応できる支援を通じて、孤独感や不安感の解消を図る。

◆内 容 端末機等の保守管理、協力員に関する事務、利用申請者の調査、利用に関する説明会等の開催、相談対応及び安否確認など

◆対 象 者 単身高齢者世帯、高齢者世帯など

◆保有台数 290台(増田:34、平鹿:40、雄物川:38、大森:28、十文字:97、山内:23、大雄:30) ※平成30年10月1日現在

◆実施期間 通年

3. 障害者地域生活支援事業〔事業名変更〕

(1) 輪気愛相スポーツ交流事業

障がい者とその家族、ボランティア、学生等がスポーツによる交流を通じて、障がい者への理解と社会参加を促進する。また、実行委員会を設置し、事業の企画運営を行う。

- ◆内 容 輪気愛相スポーツ交流会の開催、実行委員会の開催
- ◆対 象 者 参加者：障がい者、ボランティア、学生、市民など
実行委員：障がい者、ボランティア代表者、福祉関係者など
- ◆実 施 月 10月（実行委員会は9～10月に2回開催）
- ◆実施場所 さかえ館

(2) 声の広報・点字広報の発行

障がい者の生活の質の向上と社会参加の促進を目的に、朗読・点訳ボランティアの協力を得ながら声の広報及び点字広報を作成し配布する。また、作成するボランティアの育成に努める。

- ◆内 容 横手市広報等の声の広報及び点字広報の作成と配布（作成者：声の広報…朗読ボランティアまんさくの会、点字広報…六星会）、朗読・点訳ボランティア講座の開催、視覚障がい者とボランティアとの交流懇談会（利用者意見交換会）の開催
- ◆対 象 者 視覚障がい者等で必要とされる方など
- ◆実施期間 通年（交流懇談会は12月）

(3) 相談支援事業〔新規事業〕

障がい者や関係事業所などからの相談に対応し、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者の権利擁護に必要な援助など、障がい者の自立生活に向けた支援を行う。

- ◆内 容 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談対応、事業所や関係機関の紹介など）、ボランティア活動等の社会資源の活用に向けた支援（情報提供、マッチング）、関係事業所や関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な支援（虐待防止・発見、成年後見制度等へのつなぎ）など
- ◆対 象 者 市民、市内障がい福祉サービス事業所など
- ◆実施期間 通年

4. 在宅介護支援センター事業

(1) 在宅介護支援センター事業

在宅の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を目的に、在宅介護に関する相談対応や介護等に関する必要なサービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

- ◆内 容 要介護高齢者の実態把握、保健福祉サービスに関する情報提供、在宅介護に

関する指導及び助言、公的サービス申請手続きの代行、保健・医療・福祉・介護保険に関わる機関等との連絡調整など（横手・雄物川・十文字・山内福祉センター、平寿苑に設置）

- ◆対象者 市内に居住する介護保険第1号被保険者またはその家族・親族
- ◆実施期間 通年

5. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活ができるよう、地域の支えあいによる生活支援や介護予防を推進するために、地域住民や関係機関などの話し合いの場を設置し、地域の情報共有や連携強化、課題の解決に向けた検討などを行う。

- ◆内容 第1・2層協議体の活動推進(事務局機能)、行政・社協連絡会議の開催、生活支援コーディネーター連絡会議の開催、協議体構成員研修の開催、市民集会の開催、事業の啓発活動など
- ◆実施期間 通年

6. 避難行動要支援者個別計画等策定事業〔新規事業〕

(1) 避難行動要支援者個別計画等策定事業

町内会や福祉関係者等の協力を得ながら、災害発生時に避難支援が必要な方の個別計画の策定や地域の避難支援体制を整備し、安全・安心な地域づくりを推進する。

- ◆内容 個別計画策定支援員(コーディネーター)の配置、個別計画に関する説明会の開催(民生委員定例会、福祉協力員会、小ネットワーク会議、いきいきサロンなど)、個別計画の策定に関する業務(対象者の調査、市への各種報告など)、避難支援体制の整備に向けた取り組みなど
- ◆対象者 個別計画：災害発生時に支援が必要な方
説明・協力依頼：町内会、民生委員、福祉協力員、いきいきサロンなど
- ◆実施期間 通年

<県社協受託事業>

1. 生活福祉資金貸付事務事業

(1) 生活福祉資金貸付事務事業

低所得世帯や要援護者世帯等に対し、安定した生活が送れるよう、必要な資金等を低金利または無利子で貸付すると共に、民生委員やくらしの相談窓口等と連携しながら必要な相談支援を行う。

- ◆内容 生活に関する相談対応、資金貸付及び償還に関する事務、県社協が行う償還指導への協力など
- ◆対象者 市民（低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、離職者など）

◆実施期間 通年

2. 福祉サービス利用援助事業

(1) 日常生活自立支援事業

判断能力が弱まってきた高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

◆内 容 専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理・書類等の預かりなど

◆対 象 者 判断能力が弱まってきた高齢者、知的障がい者、精神障がい者など

◆実施期間 通年